

令和 8 年 5 月 1 9 日 宣告 秋田地方裁判所刑事部判決

詐欺、業務上横領及び電子計算機使用詐欺被告事件

令和 7 年（わ）第 9 号、第 3 2 号、第 5 3 号、第 8 0 号、第 1 2 3 号

## 主 文

5 被告人を懲役 3 年 6 月に処する。

未決勾留日数中 3 6 0 日をその刑に算入する。

## 理 由

（罪となるべき事実）

- 被告人は、温泉旅館の経営等を業とし、秋田県鹿角市a字bc番地d所在の温泉旅館
- 10 「A」（以下、「A」という。）を経営するB株式会社の取締役であったもの、分離  
前相被告人C及び同Dは同社の従業員として勤務していたものであるが、被告人は、
- 1 秋田県鹿角市が所管する「かづのに泊まってエールキャンペーン」事業（以下、  
「鹿角市キャンペーン事業」という。）による宿泊助成金の制度を利用し、同宿  
泊助成金名目で現金をだまし取ること（後記第 1、第 2 の事実について）
- 15 2 秋田県が所管する「「秋田へGO！」秋田を旅しようキャンペーン」事業（以  
下、「秋田県キャンペーン事業」という。）による割引助成金の制度を利用し、  
同割引助成金名目で現金をだまし取ること（後記第 3 ないし第 5 及び第 8 ないし  
第 1 0 の事実について）
- 20 3 秋田県キャンペーン事業の宿泊施設として登録されていたAに宿泊して同キャ  
ンペーン事業を利用する者に配付するために同県から配送された「あきたびクー  
ポン」と題する紙クーポンを同県のため業務上預かり保管中、これを自己のため  
に費消すること（後記第 6 の事実について）
- 25 4 秋田県キャンペーン事業の業務委託を秋田県から受けていた株式会社EF支店  
から、さらに同キャンペーン事業に関する電子クーポン発行等のサービスの提供  
等の業務委託を受けた株式会社Gが、その電子クーポン発行等の事務処理に用い  
るサーバコンピュータに虚偽の情報を与えて電子クーポンの発行を受け、財産上

不法の利益を得ること（後記第7の事実について）  
を考え、分離前相被告人と共謀の上（後記第1ないし第3、第7の事実についてはCと、後記第4、第5、第8ないし第10の事実についてはC及びDと）、又は被告人単独で（後記第6の事実について）、

5 第1 【令和7年12月16日付起訴状の公訴事実第1に対応する事実】

別表1記載のとおり、令和2年11月3日から令和3年2月3日までの間、秋田県鹿角市e字f町g番地h所在の株式会社Hにおいて、4回にわたり、真実は同表記載の申請者ら55名がAに宿泊した日数等は同表「実際の宿泊内容」欄記載のとおりであり（但し、番号39、40の同欄中「給付申請額」については、申請し得た額という趣旨。）、同表「申請内容」欄記載の日数等で宿泊した事実はないのに、これがあるかのように装い、前記申請者らが同表「申請内容」欄記載の日数等で宿泊した旨の内容虚偽の「御利用明細・領収書（控）」等を添付した宿泊助成金実績報告書及び助成金請求書を、Cが前記Hの職員に提出して同宿泊助成金の給付申請を行い、鹿角市キャンペーン事業について同市から業務委託を受けて宿泊助成金の給付申請の審査等を行っていた同社職員を介して、同社の統括部長らに、先の給付申請が正当なものである旨誤信させて同表「振込金額」欄に記載の各宿泊助成金の支給を決定させ、よって、令和2年11月9日から令和3年2月8日までの間、4回にわたり、株式会社I銀行J支店に開設された前記B株式会社名義の普通預金口座に現金合計62万7000円を振込入金させ

20 第2 【令和7年12月16日付起訴状の公訴事実第2に対応する事実】

別表2記載のとおり、令和2年11月3日から令和3年2月3日までの間、前記Hにおいて、2回にわたり、真実は同表記載の申請者ら28名がAに宿泊した事実はないのに、これがあるように装い、前記申請者らがAに宿泊した旨の内容虚偽の「御利用明細・領収書（控）」等を添付した宿泊助成金実績報告書及び助成金請求書を、Cが前記Hの職員に提出して同宿泊助成金の給付申請を行い、前記の審査等を行っていた同社職員を介して、同社の統括部長らに先の給付申請が

正当なものである旨誤信させて同表「振込金額」欄に記載の各宿泊助成金の支給を決定させ、よって、令和2年11月9日から令和3年2月8日までの間、2回にわたり、前記B株式会社名義の普通預金口座に現金合計32万1000円を振込入金させ

5 第3 【令和7年7月15日付起訴状の公訴事実第1に対応する事実】

別表3記載のとおり、令和4年8月3日から同月9日までの間、A敷地内において、スマートフォンで秋田県キャンペーン事業のウェブサイトへ接続し、7回にわたり、真実は同表記載の申請者ら49名がAに宿泊した事実はないのに、これがあるように装い、同サイトから前記申請者らがAに宿泊した旨の内容虚偽の利用申請入力を行った上、取得したQRコードを利用して割引助成金の給付申請を行い、秋田県キャンペーン事業について秋田県から業務委託を受けて割引助成金の給付申請の審査等を行っていた株式会社EF支店のスタッフを介して、同支店の業務課長らに先の給付申請が正当なものである旨誤信させ、同表「振込金額」欄記載の各割引助成金の支給を決定させ、よって、同年9月2日、前記B株式会  
10  
15 社名義の普通預金口座に、現金合計73万5000円を振込入金させ

第4 【令和7年7月15日付起訴状の公訴事実第2に対応する事実】

別表4記載のとおり、令和4年8月12日から同年12月26日までの間、秋田県鹿角市内又はその周辺において、スマートフォンで秋田県キャンペーン事業のウェブサイトへ接続し、80回にわたり、真実は同表記載の申請者ら528名  
20 がAに宿泊した事実はないのに、これがあるように装い、同サイトから前記申請者らがAに宿泊した旨の内容虚偽の利用申請入力を行った上、取得したQRコードを利用して割引助成金の給付申請を行い、秋田県キャンペーン事業について秋田県から業務委託を受けて割引助成金の給付申請の審査等を行っていた株式会社EF支店のスタッフを介して、同支店の業務課長らに先の給付申請が正当なものである旨誤信させ、同表「振込金額」欄記載の各割引助成金の支給を決定させ、  
25 よって、同年9月2日から令和5年1月19日までの間、10回にわたり、前記

第5 【令和7年7月15日付起訴状の公訴事実第3に対応する事実】

5

10

第6 【令和7年10月1日付起訴状の公訴事実第1に対応する事実】

15

第7 【令和7年10月1日付起訴状の公訴事実第2に対応する事実】

20

25

に入力するなどし、スマートフォンの管理者が正当な利用権限に基づいて当該カードに印刷された金額の電子クーポンを取得する旨の虚偽の情報を与え、前記サーバコンピュータにその旨の財産権の得喪に係る不実の電磁的記録を作り、よって、合計64万9000円相当の電子クーポンの発行を受け、

5 第8 【令和7年2月19日付起訴状の公訴事実に対応する事実】

別表8記載のとおり、令和5年1月8日から同年4月24日までの間、A敷地内において、スマートフォンで秋田県キャンペーン事業のウェブサイト に接続し、27回にわたり、真実は、同表記載の申請者ら144名がAに宿泊した事実はないのに、これがあるように装い、同サイトから前記申請者らがAに宿泊した旨の内容虚偽の利用申請入力を行った上、取得したQRコードを利用して割引助成金の給付申請を行い、前記EF支店のスタッフを介して、同支店の業務課長らに先の給付申請が正当なものである旨誤信させ、同表「振込金額」欄記載の各割引助成金の支給を決定させ、よって、同年2月20日から同年5月23日までの間、7回にわたり、前記B株式会社名義の普通預金口座に、現金合計138万6400円を振込入金させ

10

15

第9 【令和7年5月12日付起訴状の公訴事実第1に対応する事実】

別表9記載のとおり、令和5年1月8日から同年6月5日までの間、A敷地内において、C及びDが、スマートフォンで秋田県キャンペーン事業のウェブサイト に接続し、41回にわたり、真実は同表記載の申請者ら202名がAに宿泊した事実はないのに、これがあるように装い、同サイトから前記申請者らがAに宿泊した旨の内容虚偽の利用申請入力を行った上、取得したQRコードを利用して割引助成金の給付申請を行い、前記EF支店のスタッフを介して、同支店の業務課長らに先の給付申請が正当なものである旨誤信させ、同表「振込金額」欄記載の各割引助成金の支給を決定させ、よって、同年2月20日から同年7月6日までの間、9回にわたり、前記B株式会社名義の普通預金口座に、現金合計156万4600円を振込入金させ

20

25

第10 【令和7年5月12日付起訴状の公訴事実第2に対応する事実】

別表10記載のとおり、令和5年1月21日から同年4月2日までの間、A敷地内において、C及びDが、スマートフォンで秋田県キャンペーン事業のウェブサイト  
5 に接続し、7回にわたり、真実は同表記載の申請者ら33名がAに宿泊した  
日数等は同表「実際の宿泊内容」欄記載のとおりであり、同表「申請内容」欄  
記載の日数等で宿泊した事実はないのに、これがあるように装い、同サイトから  
前記申請者らが同表「申請内容」欄記載の日数等で宿泊した旨の内容虚偽の利用  
申請入力を行った上、取得したQRコードを利用して割引助成金の給付申請を行  
い、前記EF支店のスタッフを介して、同支店の業務課長らに先の給付申請が正  
10 当なものである旨誤信させ、同表「振込金額」欄記載の各割引助成金の支給を決  
定させ、よって、同年2月20日及び4月21日の2回にわたり、前記B株式会  
社名義の普通預金口座に、現金合計21万0400円を振込入金させ  
もって、人を欺いて財物を交付させ（判示第1ないし第5の事実、判示第8ないし  
第10の事実）、財物を横領し（判示第6の事実）、人の事務処理に使用する電子  
15 計算機に虚偽の情報を与えて財産権の得喪に係る不実の電磁的記録を作り、財産上  
不法の利益を得た（判示第7の事実）ものである。

（量刑の事情）

本件は、自治体によるキャンペーン事業の助成金等を不正に取得した事案である。  
各事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で旅行需要が落ち込む中、観光需要を  
20 創出して地域の活性化を図る目的で実施された宿泊費用の助成やクーポン配付等を  
内容としていたもので、その原資は公金であったが、被告人らが多数回にわたって  
架空の申請を繰り返すなどした結果、合計1400万円以上と高額の財産的損害を  
生じるに至った。これに対する弁償は1割に達しておらず、完済の見通しも乏しい。

弁護人は、当初の不正請求を発案したのは経理担当の従業員であり、実際の申請  
25 作業も多くを同人が行った旨指摘するところ、かかる経緯は一応認められるものの、  
Aの経営者である被告人の了承ないし指示の下で一連の犯行が実行された上、詐取

金はその運営会社に振り込まれ、ひいては被告人が実質的な利益を得たものであるから、被告人の刑事責任は、共犯者の中で最も重いと評価すべきである。なお、クーポンの横領は被告人単独で実行されており、この点も見過ごすことができない。

5 以上を総合すると、被告人が各公訴事実を認めて反省の言葉を述べたこと、夫が今後の監督を約束したこと等、弁護人の主張する事情を最大限斟酌しても、もはや実刑を免れない。そこで、既に高齢で服役の負担が大きいこと等も併せて勘案して、主文の刑を量定した。また、多数の事件に関与した結果とはいえ身柄拘束が長期に及んだことを踏まえて、未決勾留日数については通常より多く算入することとした。

(求刑 一 懲役5年)

10 令和8年5月19日

秋田地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 岡 田 龍 太 郎